

『しがぎん』でんさいサービス利用規定

当行を窓口金融機関、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）を電子債権記録機関とする電子記録債権（以下、「でんさい」といいます。）に係るサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、でんさいネットが定める業務規程および業務規程細則（以下、それぞれ「業務規程」、「業務規程細則」といいます。）のほか、この規定により取扱うものとします。

第1条（サービスの内容）

1. 本サービスは、次の内容を利用者に提供します。

- ①でんさいに関する次の記録請求に関する業務
 - A. 発生記録　B. 譲渡記録　C. 支払等記録　D. 変更記録　E. 保証記録　F. 分割記録
- ②でんさいの口座間送金決済に関する業務
- ③異議申立に関する業務
- ④支払不能情報および電子記録事項等の開示請求に関する業務
- ⑤その他でんさいの取扱に関する業務

2. 本サービスの利用時間は次のとおりです。

利用媒体／利用日（平日、土・日・祝祭日）	平　日	土・日・祝祭日
インターネット	9：00～21：00	9：00～18：00
窓口（来店のうち書面提出）	9：00～15：00	—————

※　12月31日～1月3日、5月3日～5月5日および毎月第2土曜日はサービスを休止させていただきます。

※　9：00～15：00以外は予約の記録請求のみとなります。

第2条（利用申込）

1. 申込書等の提出

①申込者は、業務規程、業務規程細則、この規定および当行の定める各種預金規定、口座振替規定を承諾のうえ、『しがぎん』でんさいサービス利用申込書（以下「申込書」といいます。）を必要書類とともに第6条に定める申込代表口座の取扱店窓口（以下「当行窓口」といいます。）に提出してください。加えて、インターネット利用の場合は『しがぎん』Bizダイレクト利用規定を承諾のうえ、『しがぎん』B i zダイレクト利用申込書兼口座振替依頼書を当行に提出してください。

②申込書には、所定の事項を記入してください。

③業務規程第2条第4項に定める債権者利用限定特約を申込む場合は、申込書の利用特約欄で、「債権者利用限定特約」を選択してください。

④業務規程第27条第1項に定める債権者から双方請求する発生記録を申込む場合は、申込書の債権者請求方式の取扱い欄で、「有」を選択してください。

⑤指定許可とは、利用者が、自身あての発生記録、譲渡記録の請求が可能な者を、業務規程第26条第4項、同第27条第3条に定めるとおり、特定の電子記録権利者または電子記録義務者に制限することをいいます。指定許可を利用する場合は、当行の定めるサービス内容申出書にて、利用する記録請求の種類ごとに指定許可利用を「有」として届けてください。

2. 申込の承諾

当行は、申込を承諾するときは、申込書記載の住所あてに郵送にて「利用者番号」「利用開始日」等を通知します。承諾の決定は、お取引状況など総合的に勘案し判断いたしますので、本サービスのお申込みに添えない場合があります。

提出された申込書等は、本サービス申込の諾否にかかわらず返却しません。

第3条（個人情報の利用目的）

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客様の個人情報を、下記の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。また、ご本人にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。なお、法令等により利用目的が制限される場合には、その範囲を超えて利用いたしません。

1. 業務内容と利用目的について

①　業務内容

- A. 預金ならびに定期積金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- B. 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- C. その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

②　利用目的

当行および有価証券報告書等に記載されている当行の連結対象会社（注）や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

- A. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- B. 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- C. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- D. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- E. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

F. 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合やお預かりしたビジネスマッチング情報等を取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

G. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

H. お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

I. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

J. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

K. 連結対象会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

L. 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

M. お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

N. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

O. その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（注）有価証券報告書等に記載されている当行の連結対象会社はホームページアドレス <http://www.shigagin.com>の『「しがぎん」グループのご紹介』等でご確認ください。

2. 法令等により利用目的が制限される場合について

①　銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた借入申込されたお客さまの借入金返済能力に関する情報は、お客さまの返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

②　銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

③　金融商品取引法等法令により利用目的が制限される場合には、その範囲を超えて利用いたしません。

3. ダイレクトセールスの中止について

当行からの郵送や電話などによるセールス活動をご希望にならないお客さまはお申出ください。ご要望に応じて適切に対応させていただきます。なお、お申出が他の当行とのお取引（与信判断等）に影響することは一切ありません。

第4条（利用方法）

本サービスは、インターネットまたは当行窓口にて利用することができます。ただし、日本国外から利用することはできません。

本サービスの利用に関して書面を提出する場合に押印する印鑑は、申込代表口座の届出印とします。

1. インターネットの場合

利用者は、当行のホームページからログインしてください。◎当行のホームページアドレス <http://www.shigagin.com>

2. 窓口の場合

利用者は、当行窓口で発生記録請求等を依頼する場合、該当の電子記録債権の支払期日の10営業日前までに必要書類を提出してください。

第5条（手数料等）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたっては、当行所定の手数料(消費税を含む)を支払ってください。この場合、当行は、各種預金規定にかかわらず、預金通帳および普通預金払戻請求書または当座小切手等の提出を受けることなく、当行所定の日に指定された申込代表口座から引落します。

2. 『しがぎん』Bizダイレクト利用手数料と本サービス利用手数料は合算せず、個別に引落します。

3. 手数料等の引落しにあたっては、領収書等の発行はしません。

4. 本サービスの契約期間の途中での解約、もしくは本サービスの全部または一部利用停止の場合も、利用手数料の返戻はいたしません。

5. 本サービスの元利用者が開示請求等を行った場合も当行所定の手数料(消費税を含む)を支払ってください。

第6条（申込代表口座・決済口座）

1. 申込者は、本サービス利用申込時に、本サービスによるでんさいの資金決済およびこれに関連する手数料等の引落口座（以下、「申込代表口座」といいます。）として、当座預金または普通預金の預金口座をご指定ください。なお、申込代表口座は当行国内本支店（しがぎん代理店を除きます。）の利用者名義の口座に限ります。

2. でんさいの債務者として利用する場合の申込代表口座は、原則として当座預金とします。

3. 申込者は、申込代表口座のほかに、でんさいの資金決済を行う口座（以下、「決済口座」といいます。）として、当座預金または普通預金の預金口座を指定できます。

4. インターネット利用の場合、本サービスで利用する口座は、『しがぎん』Bizダイレクトサービス指定口座として届出のある口座とします。

第7条（本人確認）

1. インターネットの場合、『しがぎん』Bizダイレクト利用規定に定める本人確認情報の確認手続に加えて、当行に送信されたこの規定第8条に定める承認パスワード（以下、「承認パスワード」といいます。）がお届けの承認パスワードと一致することにより、本人確認を行います。

2. 窓口の場合、提出された書面に押印された印影が届出印と一致することを確認することにより、本人確認を行います。

第8条（本サービスにおける承認パスワード等の管理）

1. 承認パスワードの管理

利用者は、承認パスワードを厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理してください。なお、当行から承認パスワードをお聞きすることはありません。

2. 承認パスワードの失念等

- ①

利用者は、承認パスワード等を失念、紛失または盗難に遭った場合には、ただちに『しがぎん』でんさいサービスヘルプデスク、または『しがぎん』B i zダイレクトヘルプデスクに電話で届出てください。
- ②

前号の届出があった場合、当行は利用停止の手続を取ります。

3. 承認パスワードの再発行

前項第1号の届出があった場合、当行は承認パスワード等を再発行します。なお、承認パスワード等の再発行には、所定の手数料をお支払いいただきます。

第9条（資金決済）

1. 資金の引落

申込代表口座または決済口座で資金決済をする場合、当行は各種預金規定にかかわらず預金通帳および普通預金払戻請求書または当座小切手等の提出を受けることなく引落します。

2. 前項の引落しができなかった場合、当行は口座間送金決済を行いません。

3. 資金不足による引落不能で当日の15時までに入金のない場合は、でんさいネットに支払不能通知を行います。

4. 同一の日に、複数のでんさいならびに他の引落しがある場合には、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

第10条（利用者への通知）

当行は、業務規程第25条または第27条に基づき利用者への通知が必要な場合は、以下のとおりとします。

1. 文書による通知

でんさいネットセンターから当行が文書で受領した場合は、その通知文書を利用者に交付します。

2. 電子媒体等での通知

以下のいずれの通知方法でも、当行から正常に発信された場合には、当行は利用者に通知したものとします。

① 電子メールによる通知

インターネットで本サービスを利用する場合は、前項の場合を除き、電子メールで利用者あてに通知します。通知内容は、利用者が本サービスにログインのうえ確認することとします。

② F A Xによる通知

当行窓口で各種記録請求を行う場合は、前項の場合を除き、当行へ届出のF A X番号に通知します。

第11条（各種申出・請求）

以下に掲げる各種申出・請求を行う場合は、次の手続によるものとします。

1. 支払不能処分終了後の債権者利用限定特約の解除（債務者利用の取扱再開）

支払不能処分をうけた利用者が同処分終了後に、債権者利用限定特約の解除の申し出を行う場合は、利用者は当行窓口に「サービス内容申出書兼変更届（兼変更記録請求書）」を提出してください。

2. 利用制限または利用制限解除

利用者が、電子記録の利用制限または利用制限解除等の申し出を行う場合は、利用者は当行窓口 to 「利用制限・制限解除請求書」を提出してください。

3. 発生記録、譲渡記録、保証記録の請求

発生記録、譲渡記録および保証記録の請求は、利用者はインターネットまたは当行窓口にて次により行うことができます。なお、請求できる者は第2条第2項にて当行が承諾した者に限ります。

① インターネットの場合

利用者は、当行ホームページからログインして画面にしたがって操作して、画面上で電子記録の内容を確認してください。

② 窓口の場合

利用者は、当行窓口に各種記録請求書を提出してください。当行は所定の手続を行った後、利用者に電子記録の内容を書面で交付します。

4. 発生記録に対する変更記録請求

変更記録の請求は、変更記録につき利害関係を有する利用者の代表者が、利害関係を有する他の利用者全員からの「変更記録請求書」により必要書類を添えて、当行窓口に提出してください。

5. 電子記録の訂正または回復

利用者は、自己の請求に係る電子記録について、業務規程細則第36条第1項に規定する訂正・回復に該当する事由があることを知った場合は、ただちに当行窓口に申出てください。

6. 口座間送金決済の中止

債権者または債務者は、口座間送金決済を中止する場合は、支払期日の前営業日の15時までに、「口座間送金決済中止依頼書」を当行窓口に提出してください。ただし、債務者は業務規程細則第42条に定められた場合に限り、中止申し出を行うことができます。

7. 支払不能による異議申立手続と預託金預入期限等

① 口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、業務規程細則第42条第2項第2号に規定する第2号支払不能事由について、支払期日の前営業日の15時までに当行窓口に異議申立手続を申し出ることができます。この場合、支払不能に該当する記録債権の支払期日の14時までに、当行窓口に債権金額相当額の異議申立預託金を預け入れてください。

② 第2号支払不能事由が不正作出による場合は、異議申立の特例扱として当行窓口に支払期日の前営業日の15時までに異議申立預託金の

預入免除を申出ることができます。

8. 債権記録の記録事項の開示請求と提供された情報の開示請求

でんさいの債権者、債務者および電子記録保証人は、債権記録に記録されている事項の開示請求を、利用者または利用契約を解約もしくは解除された元利用者は記録請求に際して提供された情報の開示請求を、次により行うことができます。

① インターネットの場合

請求者は、当行ホームページからログインし画面にしたがって操作して、画面上で債権記録の内容を確認してください。

② 窓口の場合

請求者は、当行窓口に開示請求書を提出してください。当行は所定の手続を行った後、請求者に債権記録または提供された情報の内容を書面で交付します。

第12条（届出事項の変更）

利用者は、届出印章、商号（名称）または氏名、所在地または住所、FAX番号、申込代表口座、利用特約その他の届出事項に変更が生じた場合は、ただちに当行窓口に「届出事項変更届」等所定の書式を提出してください。

第13条（利用契約の承継）

- 利用者が死亡した場合、利用者の相続人等が利用者の地位を承継したときは、相続人等の代表者は「相続時利用承継届」に当行が求める必要書類を添えて当行窓口に提出してください。
- 会社合併、会社分割により本契約の地位を継承した者は、「利用者承継届」を当行窓口に必要書類を添えて提出してください。
- 前2項の届出を受けた場合、当行は利用契約の地位を承継した者について、第2条第2項に規定する審査に準じた審査を行います。

第14条（破産手続開始の決定等の届出）

利用者に業務規程細則第12条に定める事由が生じた場合、利用者は遅滞なく当行窓口に破産手続開始等の決定・命令に係る文書（写）を提出してください。

第15条（免責事項）

業務規程第64条に加えて、以下に掲げる事由による資金の入金不能、入金遅延により生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- 天災・火災・騒乱等、銀行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
- 当行または金融機関の共同システムの運営体が、相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

第16条（求償）

利用者がこの規定に違反する行為、または、不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行はその損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第17条（損害負担）

当行および利用者は、それぞれの責めに帰すべき事由により生じた通常生ずべき損害を負担するものとします。いずれの責めによるか明らかでないときは、両方で協議して定めることとします。

第18条（譲渡質入れ等の禁止）

本サービス利用における契約上の地位および権利、義務の全部または、一部を第三者に譲渡もしくは質入れ、その他第三者のために権利を設定することはできません。

第19条（解約等）

- 利用者は、利用契約の解約申し出を行う場合は、「利用契約解除届」を当行窓口に提出してください。
- 当行は、業務規程第16条第1項に基づき、利用者との本サービス契約の解除を行うことができます。この場合、当行は利用者届出の住所に解約通知を郵送します。また、その通知が住所変更等の事由により利用者に延着しまたは到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第20条（規定の適用）

- 本サービスの利用に際し、この規定に定めのない事項は、業務規程、業務規程細則、当行の定める各種預金規定、口座振替規定（以下、「諸規則」といいます。）にしたがい取扱います。
- この規定と諸規則との定めが異なる場合は、この規定が優先して適用されるものとします。
- 当行は、1ヵ月以上の余裕をもって変更内容を書面にて通知またはホームページその他の方法で公表することによりこの規定の内容を変更できるものとします。この場合、変更内容は別に定めのない限り変更日より適用されるものとします。ただし、やむを得ない事情があると客観的に認められる場合ならびに利用者の不利益とならない場合には、上記期間を適当なものに短縮することができるものとします。
- この規定の第15条、第16条、第17条は利用契約が解約、または解除された場合においても有効に適用されます。

第21条（合意管轄）

この規定に基づく各種取引に関して、当行と利用者との間で紛議が生じた場合の訴訟は、天津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以 上